



昭和三十六年五月三十日 参議院会議録第二十二号 議長の報告 会議 昭和三十六年度特別会計予算補正(特第1号)外二件

農林水産委員会	光村 基助君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
商工委員会	杉山 昌作君	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案 内閣委員会に付託
運輸委員会	井野 碩哉君	銃砲刀剣類等所持取締法の一部を改正する法律案 地方行政委員会に付託
通信委員会	横山 フク君	国際電気通信条約の締結について承認を求めるの件 外務委員会に付託
(国会法第四十一条第二項但書の規定によるも)		魚価安定基金法案 漁業生産調整組合法案
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	迫水 久常君	同日衆議院から、同院において修正議案が送付された。よつて議長は即日これを決した左の内閣提出案を受領した。
地方行政委員会	永岡 光治君	よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
社会労働委員会	坂本 昭君	同日衆議院から、同院において修正議案が送付された。よつて議長は即日これを決した左の内閣提出案を受領した。
同日議長において当選した理事は左の通りである。	小沢久太郎君	よつて議長は即日これを商工委員会に付託した。
農林水産委員会	森 八三一君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
商工委員会	大泉 實三君	同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
運輸委員会	横山 フク君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
同日議長において当選した理事は左の通りである。	永岡 光治君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
農林水産委員会	坂本 昭君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
商工委員会	森 八三一君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
通信委員会	後藤 義隆君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
同日議長において当選した理事は左の通りである。	坂本 昭君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
農林水産委員会	久保 久保君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
建設委員会	光村 基助君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
予算委員会	井野 碩哉君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
同日議長において当選した理事は左の通りである。	最上 英子君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
社会労働委員会	坂本 昭君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
同日議長において当選した理事は左の通りである。	坂本 昭君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
農林水産委員会	坂本 昭君	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
通信用会	（島上善五郎君外七名提出）	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
公職選挙法の一部を改正する法律案	（島上善五郎君外七名提出）	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
政治資金規正法の一部を改正する法律案	（島上善五郎君外七名提出）	同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを送付した。よつて議長は即日これを付託した。
同日議長から左の報告書が提出され		同日議長から左の報告書が提出され
た。		
農林水産委員会	農林水産委員会	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
理事 森 八三一君 (森八三一君)	光村 基助君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
の補欠)	坂本 昭君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
通信委員会	坂本 昭君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
理事 新谷寅三郎君 (新谷寅三郎)	光村 基助君	同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。
君の補欠)		

外国仲裁判断の承認及び執行に関する  
条約の締結について承認を求める  
の件議決報告書

記

(六月一日任期満了)

金子 銳

(了による再任)

田上 稔治

(同)

公衆衛生局長尾村偉久君及び運輸省航

空局長今井栄文君の第三十八回国会

委員会を免じた旨の通知書を受領し

た。

同

大阪港及び埠港並びにその臨港地域

の整備のため発行される外貨地方債

の件議決報告書

地方法規

公衆衛生局長尾村偉久君及び運輸省航

空局長今井栄文君の第三十八回国会

委員会を免じた旨の通知書を受領し

た。

同

本專売公社、日本国有鉄道、日本

電信電話公社の各政府関係機関予

算における給与費等を追加計上す

るとともに、郵政事業特別会計の

予算補正に關連して郵便貯金、簡

易生命保険及び郵便年金の二特別

会計についても所要の予算補正を

行なつてある。

仲裁裁定実施に伴う給与費の増

加は、

郵政事業等五特別会計分が、百

三十二億八千九百万円

日本国有鐵道等三政府関係機関

分が、二百八十五億一千九百

万円で、

その合計額は、四百十八億八百

円で、

日本履労者健保法の一部を改正する法律案可決報告書

日本労働者健保法の一部を改正する法律案可決報告書



食料品の円滑な供給をはかることで、横ばいか、せいぜい一・七%ぐらいの値上がりに押さえ得る見込みである。国民総生産は、経済見通しを作成した當時、一一%程度の伸びも見込まれたが、控え目にとて九・二%などした事情もあり、そら異常であるとも考へない。確かに生産は政府の予想以上に伸びているが、年度を通じて高水準が持続するかどうか未確定な現在、直ちに経済見通しが誤りであったとか、経済の基調に変化があつたとは考へず、政策の転換の必要はない旨の答弁がありました。

なお、その他、ガリオア、エロアの返済問題、韓国情勢、中共問題などの外交問題、それから医療費質上げ、米債問題など、広範多岐にわたる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

官

安対策費、医療保険費などの増加を含む一般会計予算補正を提出すべきである等の意見を付して賛成、無所属クラブの千田委員が、最近、現内閣の経済政策に危険信号が出されているので、慎重な経済運営をなすべきであるとの希望を付して賛成の旨、それぞれ意見述べられました。

討論を終局し、採決の結果、補正二案は多数をもつて政府原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第三、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について承認を求めるの件、賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

右は本院において承認することを議決した。よつて国会法第八十三により送付する。

昭和三十六年五月十八日

参議院議長松野鶴平殿

衆議院議長清瀬一郎

外國仲裁判断の承認及び執行に関する条約を同条第一項前段の規定に基づく宣言を附して締結することについて、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

1 この条約は、仲裁に基づくものであるかどうかを問わず、仲裁による解決が可能である事項に関する一定の法律関係につき、当事者が約した書面による合意を承認するものとする。

2 「書面による合意」とは、契約中の仲裁条項又は仲裁の合意であつて、当事者が署名したもの又は交換された書簡若しくは電報に載つてゐるものと定める。

3 当事者がこの条にいう合意をして適切であるとして賛成、日本社会的理由をあげて反対、自由民主党を代表して桜原委員が、今回の補正是、裁定を下回る仲裁裁定の実施と引きかえに組合活動を抑止するものである等の理由をあげて反対、自由民主党を代表して桜原委員が、今回の補正是、裁定を完全実施するためのもので、必要にして適切であるとして賛成、日本社会の意見を指摘し、政府の反省を求めて賛成、それから民主社会党を代表して相馬委員が、裁定完全実施の慣行確立は歓迎すべきことであるが、炭鉱保

### 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件

けた常設仲裁機関がした判断を含むものとする。

かかる國も、この条約に署名を加へし、これを批准し、若しくはこれに加入し、又は第十条の規定に基づき適用の拡張を通告するに当たり、他の締約國の領域においてされた判断の承認及び執行について

のみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。また、いかなる國も、契約に基づくものであるかどうかを問わず、その國の国内法により商事と認められる法律關係から生ずる紛争についてのみこの条約を適用する旨を宣言することができ

る場合を除き、当事者の一方の請求により、仲裁に付託すべきことを当事者に命じなければならぬ。

### 第三条

各締約國は、次の諸条に定める条件の下に、仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従つて執行するものとする。この条約が適用される仲裁判断の承認又は執行については、内國仲裁判断の承認又は執行について課せられるよりも実質的に厳重な条件又は高額の手数料若しくは課徴金を課してはならない。

1 前条にいう承認及び執行を得るために、承認及び執行を申し立てた当事者は、その由立ての際に、次のものを提出しなければならない。

(a) 正当に認証された判断の原本又は正當に証明されたその謄本。

(b) 第二条に掲げる合意の原本又は正當に認証されたその謄本。

又は正當に証明されたその謄本。

1 前記の判断又は合意が、判断が採用される國の公用語で作成されない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、こ

れらの文書の当該公用語への翻訳文を提出しなければならない。そ

の翻訳文は、公の若しくは宣誓した翻訳者又は外交官若しくは領事

官による証明を受けたものでなければならぬ。

2 前記の判断又は合意が、判断が採用される國の公用語で作成されない場合には、判断の承認及び執行を申し立てる当事者は、この条に規定する内國判断と認められない。この条に規定する内國判断と認められない。

3 当事者がこの条にいう合意をして適切であるとして賛成、日本社会の意見を指摘し、政府の反省を求めて賛成、それから民主社会党を代表して相馬委員が、裁定完全実施の慣行確立は歓迎すべきことであるが、炭鉱保



範囲を除き、この条約を援用する権利を有しないものとする。

第十五条

国際連合事務総長は、第八条に掲げる国に対し、次の事項について通告するものとする。

- (a) 第八条の規定による署名及び批准
- (b) 第九条の規定による加入
- (c) 第一条、第十条及び第十二条の規定によりこの条約が効力を生ずる日
- (d) 第十三条の規定による廃棄及び通告

白ロシア・ソヴィエト社会主義共和国のために

カナダのために

カンボディアのために

カナダのために

セイロンのために

ギリシャのために

ギリシャのために

ハイチのために

ハイチのために

ハンガリーのために

ハンガリーのために

ヴァチカン市国のために

ホンデュラスのために

コロムビアのために

コロムビアのために

チリのために

チリのために

トルコのために

トルコのために

アルゼンチンのために

ブラジルのために

マラヤ連邦のために  
フィンランドのために  
タベット・カリディ

大韓民国のために  
A・ビューロウ

ドイツ連邦共和国のために  
ラオスのために

レバノンのために  
ガトナのために

ギリシャのために  
リベリアのために

リビアのために  
リビアのために

セイロンのために  
ハイチのために

ハンガリーのために  
ハンガリーのために

カナダのために  
カナダのために

カンボディアのために  
セイロンのために

ギリシャのために  
ギリシャのために

ハイチのために  
ハイチのために

ハンガリーのために  
ハンガリーのために

カナダのために  
カナダのために

セイロンのために  
セイロンのために

ギリシャのために  
ギリシャのために

ハンガリーのために  
ハンガリーのために

カナダのために  
カナダのために

ジョルダン・ハシミット王国の  
ために  
タベット・カリディ

マラヤ連邦のために  
フィンランドのために

大韓民国のために  
A・ビューロウ

ドイツ連邦共和国のために  
ラオスのために

レバノンのために  
ガトナのために

ギリシャのために  
リビアのために

セイロンのために  
ハイチのために

ハンガリーのために  
ハンガリーのために

カナダのために  
カナダのために

セイロンのために  
セイロンのために

ギリシャのために  
ギリシャのために

ペルーのために  
フィリピン共和国のために

オクタヴィオ・L・マロレス

フィリピン代表団は、政  
府の承認を条件として、か  
つ、相互主義に基づくこと  
を留保して、この条約第一  
条の規定に従い、フィリ  
ピンが他の締約国の領域内  
においてされた判断の承認  
及び執行についてのみこの  
条約を適用することを宣言  
する。

ボーランドのために  
ジャセク・マコウスキ

第一条规定に掲げる保留を附  
して

ポルトガルのために  
サン・マリノのために

ルーマニアのために  
ルーマニアのために

ボーランドのために  
ボーランドのために

スウェーデンのために  
スウェーデンのために

スイスのために  
スイスのために

スウェーデンのために  
スウェーデンのために

テュニジアのために



締約国内で事業活動を行なつたという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとはされない。

(ii) 一方の締約国の企業が物品又は商品をもつばら購入する事業を行なう一定の場所を他方の締約国内に保有しているといふ事実のみでは、その場所は、その企業の恒久的施設とはならない。

(iii) 一方の締約国の法人が他方の締約国内で営業若しくは事業を行なう(恒久的施設を通じるかどうかを問わない)法人を支配しているといふ事実のみでは、その支配されている法人では、その支配されている法人は、当該一方の締約国の法人の恒久的施設とはならぬ。

(m) 「産業上又は商業上の利得」には、映画フィルム若しくは鉱山、採石場その他探掘される天然資源の存在する場所の賃料若しくは使用料又は配当、利子、賃貸料、使用料、資産収益、他の企業若しくは事業の營業、業務その他の活動の管理、支配若しくは監督から得られる「権限のある当局」とは、日本においては、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理者をいい、シンガポールにおいては、日本

は、大蔵大臣又は大蔵大臣が権限を与えた代理人をいう。

2 この条約で一方の締約国内の源泉から生じた所得が他方の締約国の租税を課されるときは当該一方の締約国の租税を免除されることを規定している場合(他の条件が附されているといふと問わない)において、その所得が当該他方の締約国において施行されている法令に基づきその全額についてではなく当該他方の締約国に送金されたか又は当該他方の締約国内で受領した額について租税を課されるときは、この条約に基づいて当該一方の締約国において認められる租税の免除は、その所得のうち当該他方の締約国に送金されたか又は当該他方の締約国内で受領した額についてのみ適用する。

3 いづれの一方の締約国がこの条約の規定を適用する場合にも、特に定義されていない用語の意義は、文脈により別に解釈すべき場合を除くほか、自国の租税に関する法令における解釈によるものとする。

3 第二条

1 一方の締約国の企業が、当該締約国内で締結された契約に基づき、展示のためになく引渡しの便宜上他方の締約国内の倉庫に保有している物品又は商品の販売から利得を取得する場合には、当該企業の当該他方の締約国内の代理人が購入の申込みを受け、これを当該企業に受諾のため伝達したときにも、その利得は、当該企業の当該他方の締約国内の恒久的施設には帰せられない。

4 第三条

1 一方の締約国の企業の産業上又は商業上の利得は、その企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なわない限り、当該他方の締約国において租税を課されない。

一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設

5 第四条

1 一方の締約国が租税を決定する際しては、他方の締約国の企業が当該一方の締約国内で単に購入されたにすぎない物品又は商品については、所得の計算上考慮しないものとする。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内でその国内にある恒久的施設を通じて営業又は事業を行なう場合には、その利得に対しては、所得の計算上考慮しないものとする。

3 第五条

1 一方の締約国が他方の締約国内の居住者に支払う配当は、その配当が当該一方の締約国内にあらざり、当該法人のその配当が支払われる利得に対する租税を除き、当該一方の締約国において十五パーセントをこえる税率の租税を課さない。

2 一方の締約国が他方の締約国内の居住者が、配当支払の日に先づ少なくとも六箇月の間当該法人の全議決権の五十パーセント以上を直接又は間接に支配する法人である場合には、その配当は、当該一方の締約国において十パーセントをこえる税率の租税を課されない。

3 第六条

1 一方の締約国が他方の締約国内の居住者が、配当支払の日に先づ少なくとも六箇月の間当該法人の全議決権の五十パーセント以上を直接又は間接に支配する法人である場合には、その配当は、当該一方の締約国において十パーセントをこえる税率の租税を課されない。

2 一方の個人若しくは法人が一方の締約国及び他方の締約国との企業の経営上若しくは資金上の支配に直接若しくは間接に参加する場合

であつて、そのいづれの場合においても、両企業間に、その商業上又は資金上の関係において独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されるときは、それらの条件がなかつたならば一方の企業の利得となるべきもので、それらの条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものは、その企業の利得に算入して課税することができる。

2 一方の締約国の法人が他方の締約国内の源泉から利得又は所得を  
う配当（当該他方の締約国居住者に支払うものを除く。）に対する  
取得する場合には、当該他方の締約国においては、その法人が支払  
の留保所得に対する留保所得税としての性質を有するいとなる租税  
の賦課も、当該配当又は留保所得が前記の利得又は所得の全部又は  
一部であるとないと問わず、行  
なわれない。

3 一方の締約国の法人が支払う配当は、その締約国内の源泉から生  
ずる所得として取り扱う。

4 第七条

1 一方の締約国政府は、他方の締約国内の源泉から取得する貸付  
金の利子について、当該他方の締約国の租税を免除される。

2 一方の締約国が所有する金融機関は、他方の締約国内の源泉から  
取得する貸付金の利子について、当該他方の締約国の租税を免除さ  
れる。

3 産業的事業に従事する一方の締約国企業が発行する社債又は当  
該企業に対する貸付金（延払いの方法による貸付金を含む。）の利子  
で、他方の締約国居住者に支払われるものは、当該一方の締約国  
の租税を免除される。ただし、その利子が当該一方の締約国内にあ  
る恒久的施設に帰せられる場合は、この限りでない。

4 一方の締約国政府（その地方公共団体を含む。）若しくはその機  
関又は一方の締約国企業が支払

(a) 一方の締約国の企業で両締約国外に恒久的施設を有するものが他方の締約国の居住者に対して支払う利子又は  
 (b) 一方の締約国の企業で他方の締約国内に恒久的施設を有するものが支払う利子又は  
 (c) 製造業及び加工業  
 (d) 造船業、船舶解体業及び船舶修理業  
 (e) 鉱業（採石その他鉱床の採掘を含む。）  
 (f) 裁培業、農業、林業及び漁業  
 (g) その他の事業で、この条の規定の適用上、その事業が存在する締約国の権限のある当局が「産業的事業」であると認めるもの

一方の締約国の居住者が他方の締約国内の源泉から取得する使用

1 ボール政府若しくはシンガポールの地方公共団体若しくは政府関係機関が支払い、又はシンガポール政府の支出に係る基金から支払われる給料、賃金若しくはこれらに類する報酬又は恩給はこれらについてシンガポールの租税を課される個人（永住のため日本国に入国することを許可された者を除く。）に対して支払われるのは、日本国の租税を免除される。

2 (b) 政府の職務の遂行として提供された役務について、日本国の人である個人（永住のためシンガポールに入国することを許可された者を除く。）に対し、日本政府若しくは日本国的地方公共団体若しくは政府関係機関が支払い、又は日本国政府若しくは日本国的地方公共団体若しくは政府関係機関の支出に係る基金から支払われる給料、賃金、恩給又はこれらに類する報酬は、シンガポールの租税を免除される。

この条の規定は、いずれか一方の締約国の政府、地方公共団体又は政府関係機関が利得を得る目的で行なう營業又は事業に関して提供された役務について支払うものには、適用しない。

第十条

(a) その個人が当該賦課年度又は課税年度を通じて合計百八十三日をこえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その役務が当該一方の締約国の居住者のために又はこれに代わつて行なわれ、かつ、

(c) その利得又は報酬が当該一方の締約国の租税を課されるること。

この条の規定は、一方の締約国の政府の公的資金からの援助を受けないで他方の締約国を訪れる演劇、映画、ラジオ又はテレビジョン関係の俳優、音楽家、運動家等の芸能人の利得又は報酬については、適用しない。

### 第十一条

地方の締約国を訪れた当初に一方の締約国の居住者である個人で、当該他方の締約国の政府又は当該他方の締約国内の一般に認められた大学、学校その他の教育機関の招請により、当該他方の締約国内の教育機関において教育又は研究を行なうため二年をこえない期間当該他方の締約国を訪れるものは、その教育又は研究に対する報酬について、当該他方の締約国の租税を免除される。

- (c) 奨励金の受領者として、又は  
事業修習者として、  
当該他方の締約国内に一時的に滞  
在するものは、次のものについて、  
当該他方の締約国の租税を免除さ  
れる。

(i) 生計、教育、勉学、研究又は  
訓練のための海外からの送金

(ii) 交付金、手当又は奨励金

(iii) 当該他方の締約国における人  
的役務に対する報酬で、賦課年  
度又は課税年度を通じて三十六  
万円又はマラヤ通貨のその相当  
額をこえないもの

2 他方の締約国を訪れた当初に一  
方の締約国の居住者である個人  
で、当該一方の締約国の企業若し  
くは1(b)に掲げる団体の使用人と  
して又はこれら企業若しくは團  
体との契約に基づき、もっぱらこ  
れらの企業又は団体以外の者から  
技術上、職業上又は事業上の経験を  
習得するため、十二箇月をこえな  
い期間当該他方の締約国内に一時  
的に滞在するものは、その期間中  
にその経験の習得に直接関係ある  
役務に対して海外から受け取る  
か又は当該他方の締約国内におい  
て支払われる報酬の金額が、賦課  
年度又は課税年度を通じて百四十  
万円又はマラヤ通貨のその相当額  
をこえないときは、その報酬につ  
いて、当該他方の締約国の租税を  
免除される。

2 他方の締約国を訪れた当初に

(4) この条約の適用上、  
不動産から生ずる所得（不動産の売却、移転又は交換によつて生ずる利得又は収益を含む）及び鉱山、採石場その他探査されていて天然資源の存在する場所の運用に関する使用料は、当該不動産又は鉱山、採石場その他天然資源の存在する場所が存在する締約国内の源泉から生ずるものとして取り扱う。

(b) 動産（株券、債券、社債及びこれらに類する資産を含む。）の売却、移転又は交換によつて生ずる利得又は収益（産業上又は商業上の利得を除く。）は、その動産が支却され、移転され、又は交換された締約国内の源泉から生ずるものとして取り扱う。

### 第十三條

2 シンガポール以外の領域において支払われる租税をシンガポールの租税から控除することについてのシンガポールの所得税に関する法令の規定（この条約の署名の日に効力を有するもの）に従い、日本国内の源泉から生ずる所得について支払われる（直接にであると源泉徴収による）と問わない。日本国の租税は、その所得について支払われるシンガポールの租税から控除されるものとする。その所得が日本の法人から支払われる配当である場合には、その配当が支払われる利得について日本の法人が支払う日本国との租税の額は、その配当についてシンガポールの納稅者が支払う租税とはみなさない。

制するものとする。

本国の租税が課される全所得の  
いすれか少ない方の割合を日  
本国の租税の額に乗じて得た額  
を限度として、控除されるもの  
とする。その所得がシンガポー  
ルの法人から支払われる配当で  
ある場合には、その配当が支払  
われる利得についてシンガポー  
ルの法人が支払うシンガポー  
ルの租税の額は、その配当につい  
て日本国の納稅者が支払う租税  
とはみなさない。

1 一 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定を実施するため、租税に関する訴訟を防止するため、又は脱税に対することを目的とする法規を実施するために必要な情報で、両締約国のそれぞれの税法に基づいて行政の通常の運営において入手することができるものを交換するものとする。こうして交換された情報は、秘密として取り扱わなければならず、租税の賦課及び徴収に関する事項、又はこれらに関する異議についての決定に関与する者（裁判所を含む。）以外のいかなる者にも漏らしてはならない。商業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密又は取引の過程を明らかにするような情報は、交換してはならない。

## 第十五条

(c) 人的役務（自由職業を含む。）に対する給料、賃金又はこれらに類する報酬は、それらの報酬が支払われる役務が行なわれた締約国内の源泉から生ずる所得として取り扱う。また、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機において行なわれた役務は、当該船舶又は航空機が全部又は主として他方の締約国内の隔地間に運用されていない限り、当該一方の締約国において行なわれたものとみなす。

第十四条

いすれか一方の締約国において有効である法令は、この条約において反対の規定が設けられている場合を除き、それぞれの締約国において引き続き所得の課税を規

(3)(a) 日本国は、日本国の納稅者に対する日本国の租稅を決定するに際し、日本国の法令に基づいて課稅することができるすべての項目の所得をその租稅の課稅標準に含めることができる。ただし、シンガポール内の源泉から生じ、かつ、両締約国の租稅を課される所得について、シンガポールの法令に基づき、かつ、この条約の規定に従つて日本国の納稅者によつて支払われる（直接にであると源泉徵収によることを問わない。）シンガポールの租稅の額は、その所得について支払われる日本国の租稅から、日本国の租稅が課される全所得に対するその所得（又は日

基のまことに本邦の軍隊を  
こえないものとする。

(c) 稅の額は、日本国の納税者によつて支払われたものとみなす。

(a) の控除の適用上、日本国の納税者がシンガポールの法人から一千九百五十九年の創始産業（所得税免除）法第十八条の規定に基づき免除された配当を受け取る場合には、同法の規定に基づき免除されたシンガポールの租税の額は、日本国に納税者によつて支払われたものとみなす。

(d) (b) 及び(c) の規定の適用上、日本国の租税から控除される際に考慮される一千九百五十九年の創始産業（所得税免除）法の規定に基づく免除は、この条約の署名の日に有効である同法の規定に基づき与えられる特典の範囲をこえないものとする。

て他方の締約国が与える免除、軽減税率その他の特典がそれを受けれる権利のない者によつて享有されることはないようにするため、当該地方の締約国が課する租税を本国の租税と同様に徵収することができる。

納税者は、いざれか一方の締約國の税務当局の行為によりこの条約の規定に反して二重課税の結果が生じたこと又は生ずるに至ることを明らかにするときは、自己がその居住者である締約國の権限のある当局に対し異議を申し立てることができる。この申立てが正当であると認められるときは、その権限のある当局は、当該二重課税を回避するため、他方の締約國の権限のある当局と合意に達するよう努めるものとする。

國が在籍を決定するに際し、自國の法令によつて現在認められてゐるか又は将来認められることがある免除、減額、控除その他の減免をいかなる形においても制限するものと解してはならない。

ものか課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する  
とがあるが、それよりも高い要件と異なるか、それよりも低い  
か又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課されること  
はない。

一方の締約国の市民又は国民は、他方の締約国において、同様の状況にある当該他方の締約国の市民又は国民が課されるか又は課されることがある租税又はこれに関連する要件と異なるか、それよりも高いか又はそれよりも重い租税又はこれに関連する要件を課さざることはない。

(b) 日本国においては、日本国籍を有するすべての個人及び日本國で施行されている法令によりその地位を与えられたすべての法人その他の団体（法人格を有すると有しないとを問わな

締約国内に恒久的施設を有すると  
きは、当該他方の締約国において、  
て、当該他方の締約国の企業が課  
されるか又は課されることがある。  
租税又はこれに関連する要件と異  
なるか、それよりも高いか又はそ  
れよりも重い租税又はこれに関連  
する要件を課されることはない。

6 べての種類の租税をいう。

この条のいかなる規定も、いずれかの締約国が、自国の居住者でない他方の締約国の市民又は国民に対し、法令により自国の居住者にのみ適用される租税上の人的免除、救済及び軽減を認めることを義務づけるものと解してはならない。

一部又は一部が他方の締約国の一又は二以上の居住者によつて所有されてゐるものは、当該一方の締約国において、当該一方の締約國の全部又は一部が他の企業で資本の全部又は一部が当該一方の締約國の一又は二以上の居住者によつて所有されて、る

第二十条  
1 この条約は、批准されなければならぬ。批准書は、できる限り速く、すみやかに東京で交換されるものとする。  
2 この条約は、批准書の交換の日

(b) 日本国においては、批准書の  
准書の交換が行なわれた年の一  
月一日以後に開始する各賦課年  
度の租税について、

○木内四郎君　ただいま議題となりました条約二件につきまして御報告申上げます。

3  
いづれの一方の締約国も、この  
条約の効力発生の日から五年の期間  
間を経過した後はいつでも、他方  
の締約国に対して終了の予告を与えることによつて、この条約を終了させ  
ることができる。その予告は、六月三十日以前に与えなければならず、その場合には、この条約は、  
(a) シンガポールにおいては、そ  
の終了の予告の翌年の一月一日  
以後に開始する各賦課年度の租  
税について、  
(b) 日本国においては、その終了

の予告の翌年の一月一日以後に開始する各課税年度の租税について、効力を失うものとする。

以上の証拠として、前記の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十一年四月十一日にシン  
ガポールで、英語により本書二冊を  
作成した。

日本国政府のために

前田憲作  
シンガポール自治州政府のために  
ゴー・ケン・スワイ

いたしましたこと。第二に、従来は、異なるた締約国の裁判権に服する当事者間で、いすれかの締約国の領域でなされた仲裁判断のみを承認し執行することとなつてゐたのを、一切の外国仲裁判断を承認し執行することといたしましたこと。第三に、仲裁判断の承認及び執行の要件を容易かつ明確化したこと等をおもな内容とするものであり

まして、これによつて、仲裁制度の国際的利用の円滑化をはかり、もつて外國貿易の発展に資することが期待されるのであります。

なお、政府の説明によりますと、わが国は、条約の規定に基づいて、締約国がなされた仲裁判断に限りこの条約を適用する旨を相互主義に基づいて宣言する方針であるとのことであります。

が、これは、非締約国でなされた仲裁判断をも我が国において承認し執行する義務を負うことが、必ずしも当を得ないという理由によるとのことであります。

委員会の審議におきましては、本条約に対する各國の批准及び見通し、米英等の不参加の理由、仲裁判断の諸点につきまして、熱心な質疑が行なわれたのであります。詳細は会議録によつてごらんを願いたいと思いま

す。

次に、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための諸点につきまして、熱心な質疑が行なわれたのであります。詳細は会議録によつてごらんを願いたいと思いま

す。

ア諸国ともこの種条約の締結に努めて参つたのであります。このたび、シンガポール自治州との間に交渉が妥結し、その後、引き続き、他の東南アジア各国とこの種条約の締結に努めなわれたのであります。

この条約の内容は、基本的には、わが国がすでに各國と締結いたしました

二重課税防止条約と同様であります。本來わが国及びシンガポール自治州双方において課税されるべき所得について、二重課税の事態を回避する措置を定めたものであります。特に、この条約においては、産業投融资に対する課税の減免条項を設け、さらに、シンガポールが国内産業育成のためにつて、本來わが国及びシンガポールで免除された租税は、日本において総合課税する際に、シンガポールで支払われたものとみなして、わが国の税額から控除すること、また、船舶、航空機所得の相互免税等を定めております。

この条約の締結により、わが国のシンガポールに対するプラント輸出、事業及び技術の進出が促進されるのみならず、一般にわが国とシンガポールとの間の経済、技術及び文化交流の緊密化が期待される次第であります。

委員会は、昨三十日、両件に対する質疑を終了いたしまして、採決の結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと決定いたしました。

○議長（松野鶴平君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。両件全部を問題に供します。両件を承認することとに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松野鶴平君） 過半数と認めます。よつて両件は承認することに決しました。

4 方行政委員長 増原恵吉君

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の本院提出案をここに送付する。  
昭和三十六年五月十九日  
来議院議長 清瀬 一郎  
参議院議長 松野鶴平殿

地方議会議員互助年金法案

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのつとり、議員の退職、公務傷病及び死亡について年金を給する制度に關し、必要な事項を定めるものとする。

（地方議会議員互助会）

第二条 地方公共団体の議会の議員（以下「地方議会議員」という。）は、

地方議会議員の退職、公務傷病及び死亡について年金の給付を行なうため、地方議会議員互助会を組織することができる。

（公務傷病年金）

3 在職期間五十年をこえる者に給

すべき退職年金の年額は、在職期

間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

4 在職期間五十年をこえる者に給

すべき退職年金の年額は、在職期

間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

5 在職期間五十年をこえる者に給

すべき退職年金の年額は、在職期

間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

6 在職期間五十年をこえる者に給

すべき退職年金の年額は、在職期

間五十年として計算する。

（公務傷病年金）

（互助年金の種類）

第三条 互助会が給する年金（以下「互助年金」という。）は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金とする。

第四条 退職年金は、互助会の会員である地方議会議員が在職十二年以上で退職したときに、その者に給するものとする。

第五条 退職年金の年額は、在職期間二年以上十三年未満につき、退職当時の議員の標準報酬年額（第十一条に規定する標準報酬月額に十分を乗じて得た額をいう。以下同じ。）の百五十分の五十に相当する金額とし、十二年以上一年を増すごとに、その一年につき、退職当時の議員の標準報酬年額の百五十分の一に相当する金額を加算した金額とする。

第六条 公務傷病年金の決定をするに當り重大な過失があつたときは、前二項の規定による公務傷病年金額を加算した金額とする。

第七条 公務傷病年金を給するに當り再審査の結果公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第八条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第九条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十一条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十二条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十三条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十四条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十五条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十六条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十七条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十八条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第十九条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十一条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十二条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十三条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十四条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十五条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十六条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十七条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十八条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第二十九条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第三十条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第三十一条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第三十二条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第三十三条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

第三十四条 公務傷病年金を給すべきものと認められたときは、これに相当の公務傷病年金を給する。

に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつては、その者が同条の規定により退職年金を受けるものとした場合における当該退職年金の年額に、それぞれ当該不具廃疾の程度に応じた金額を加算した金額とする。

第三十五条 委員長の報告を求めます。地

方行政委員長 増原恵吉君

〔審査報告書は都合により追録に

掲載〕

七一四

2 前項の遺族年金の年額は、これを受ける者の人員にかかわらず、次の各号に掲げる金額の二分の一に相当する金額とする。

- 一 地方議会議員が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(第三号に規定する場合を除く。)においては、これに給すべき退職年金の年額
- 二 退職年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合(前号に規定する場合を除く。)においては、当該退職年金の年額
- 三 公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病によらないで死亡した場合は、在職期間十二年未満の者にあつては第十四条の規定により在職期間十二年未満の者に給すべき退職年金の年額、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとし、十八を乗じて得た金額

四 地方議会議員又は退職年金若しくは公務傷病年金を受ける者が公務に基づく傷病により死亡した場合は、在職期間十二年未満の者にあつては第十四条の規定により在職期間十二年未満の者に給すべき退職年金の年額、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとし、十八を乗じて得た金額

(併給の禁止)

第五条 第七条第一項に規定する再就職その他の事由による互助年金の改定については、規約で定められる。

(互助年金の改定)

第六条 第七条第一項に規定する再就職その他の事由による互助年金の改定により在職期間十二年の者に給すべき退職年金の年額に、在職期間十二年以上の者にあつてはその者が同条の規定により退職年金を受けるものとし、年額に、それぞれ百分の百七十を乗じて得た金額

(在職期間の合算)

- 第七条 互助年金の基礎となるべき在職期間の計算については、都道府県、市又は町村の議会の区分ごとに、地方議会議員が退職した後、それぞの議会の議員として再就職したときは、前後の在職期間は、合算するものとする。
- 八 市町村の廃置分合若しくは境界変更により町村が市となり若しくは市が町村となつた場合又は町村を市とし若しくは市を町村とする処分があつた場合において、これらの場合における地方公共団体の議員としての在職期間は、合算する。この場合において、互助会は、合算されるべき在職期間に係る互助年金の支給に要する費用を移換しなければならない。
- 九 第十二条 互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その月額は、標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額でなければならぬ。
- 十 第十三条 互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、登記しなければならない。
- 十一 第十九条 互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、當該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。
- 十二 第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

病年金とは、併給しないものとする。

(互助年金の減額等)

- 第十二条 互助会は、互助年金を給する場合において、当該互助年金の基礎となるべき在職期間のうち、に第十二条第一項の規定による掛け金を納めていない期間及び規約で定めるこれに準ずる期間があるときは、規約で定めるところにより、当該互助年金の額を減額し、又は互助年金を給しないことができる。
- 第十三条 互助会の会員である地方議会議員は、規約で定めるところにより掛金を納めるものとし、その月額は、標準報酬月額に百分の五を乗じて得た額以上の額でなければならぬ。
- 第十四条 公務傷病年金及び遺族年金については、その支給を受ける金額を標準として、租税その他の公課を課することができない。
- 第十五条 互助会は、規約で次に掲げる事項を定めなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 代議員会に関する事項
- 六 会員の加入及び脱退に関する事項
- 七 互助年金の給付及び掛金に関する事項
- 八 資産の管理その他の財務に関する事項
- 九 その他組織及び業務に関する重要事項
- 十 第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

される者の当該退職年金については、その者が年齢満五十五歳に達する日の属する月の末日までの間は、進行しない。

(規約の変更)

- 三 退職年金又は公務傷病年金を受ける権利を有する者が退職後一箇月以内に第七条第一項に規定する再就職をしたときは、第一項の時効は、再就職に係る職を退職した日から進行する。ただし、退職年金を受ける権利を有する者が再就職に係る職を退職した日において年齢満五十五歳未満であるときは、その時効については、前項の規定を適用する。
- 四 第十六条 互助会を設立するには、規約のほか、事業計画書その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。
- 五 第十七条 互助会は、それぞれ次の各号に掲げる会員がなければ設立することができない。
- 一 都道府県議会議員互助会
- 二 市議会議員互助会
- 三 町村議会議員互助会
- 四 五千人以上一千人以上
- 五 一万人以上
- 六 (成立)
- 七 第十八条 互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、登記しなければならない。
- 八 (登記)
- 九 第十九条 互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、當該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。
- 十 第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(設立の認可)

- 三 規約の変更は、自治大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
- 四 第十六条 互助会を設立するには、規約のほか、事業計画書その他必要な事項を記載した書面を添付しなければならない。
- 五 第十七条 互助会は、それぞれ次の各号に掲げる会員がなければ設立することができない。
- 一 都道府県議会議員互助会
- 二 市議会議員互助会
- 三 町村議会議員互助会
- 四 五千人以上一千人以上
- 五 一万人以上
- 六 (成立)
- 七 第十八条 互助会は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることにより、登記しなければならない。
- 八 (登記)
- 九 第十九条 互助会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない事項は、當該互助会に対し、規約で定める掛金の額を変更するよう勧告することができる。
- 十 第二十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法

人の住所)の規定は、互助会について準用する。

(役員)

第二十一条 互助会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事十人以内及び監事二人以内を置く。

2 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐して互助会の業務を執行し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行なう。

4 理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して互助会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行なう。

5 監事は、互助会の業務を監査する。

6 互助会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項についての監事は、互助会の業務を行なう。

7 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

8 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

9 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

10 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

11 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

12 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

13 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

14 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

15 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

16 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

17 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

18 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

19 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

20 会長は、互助会を代表し、その業務を執行する。

(解散)

第二十五条 互助会の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(過料)

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした互助会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四 その他互助会の業務に関するもの

第五条第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議員互助会」を加える。

第六条第一項第八項中第七号の三を下に「第七号の四」を加える。

第七条第一項第七号の三の下に「第七号の四」を加える。

第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

第九条第二項中第七号の三の下に「第七号の四」を加える。

第十条第九号の二の次に次の二号を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律は、公布の日から施行する。

2 事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定

3 訴訟の提起及び和解

4 その他互助会の業務に関するもの

(余裕金の運用)

第二十三条 互助会の業務上の余裕金の運用は、自治省令で定めるところにより、安全かつ効率的にしなければならない。

(報告の徴収)

第二十四条 自治大臣は、必要があると認めるときは、互助会に、業務及び資産の状況に関し報告させることができる。

(解説)

第二十五条 互助会の解散については、別に法律で定める。

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な事項は、自治省令で定める。

(過料)

第二十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした互助会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により自治大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十九条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十三条の規定による自治省令に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

四 その他互助会の業務に関するもの

第五条第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議員互助会」を加える。

第六条第一項第八項中第七号の三を下に「第七号の四」を加える。

第七条第一項第七号の三の下に「第七号の四」を加える。

第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

第九条第二項中第七号の三の下に「第七号の四」を加える。

第十条第九号の二の次に次の二号を加える。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律は、公布の日から施行する。

2 事業計画書の作成及び規約で定める重要な変更並びに決算報告の認定

3 訴訟の提起及び和解

4 その他互助会の業務に関するもの

(この法律の施行前における在職期間の取扱い及び互助年金の年額)

第二十二条の五第一項第四号の法律の施行日の前日までの間ににおける地方法議員としての在職期間は、この法律に規定する互

助年金の基礎となるべき在職期間とし、この法律の規定を適用する。

3 前項の規定によりこの法律の施行における在職期間がこの法律に規定する互助年金の基礎となる

場合における互助年金の年額は、当該在職期間につき規約で定める額とする。

4 この法律に基づく地方議員の退職年金制度実施

（地方公務員の退職年金制度実施の際の取扱い）

5 前項の場合においては、地方公務員の退職年金に係る經理と互助年金に係る經理とは区分すべきものとする。

6 この法律に基づく地方議員の退職年金制度は、新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際、これに統合されるものとする。

7 第三条第一項第十一号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議員互助会」を加える。

8 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

9 所得税法（昭和二十二年法律第

二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

10 第三条第一項第十一号中「町村

職員恩給組合連合会」の下に「地

方議員互助会」を加える。

11 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

12 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

13 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

14 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

15 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

16 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

17 第八条第八項中第七号の三を第七号の四とし、第七号の二の次に次の一号を加える。

九の二 地方議員互助会に關する事務を処理すること。

二 登録税法（明治二十九年法律第

二十七号）の一部を次のよ

うに改正する。

18 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

19 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

20 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

21 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

22 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

23 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

24 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

25 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

26 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

27 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

28 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

29 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

30 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

31 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

32 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

33 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

34 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

35 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

36 第十九条第七号中「農林漁業團體職員共済組合法」の下に「地方議員互助年金法」を加える。

11 地方税法（昭和二十五年法律第

二百二十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

12 第七十二条の五第一項第四号中「町村職員恩給組合連合会」の下に「地方議員互助会」を加え

る。

13 「増原恵吉君登壇、拍手」

○増原恵吉君、たゞいま議題となりました地方議員互助年金法案について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

本法案は衆議院の提出にかかるものでありまして、提案の趣旨は、地方公

共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、議員の退職等について年金を給する制度を設けようとするものであります。

す。

法案の内容は、(一)、地方議員の議員は、都道府県、市(特別区を含む)及び町村の区分により、それぞれ全国組織

で地方議員互助会を設けることができるものとし、(二)、互助会の給する年金は、退職年金、公務傷病年金及び遺族年金の三種とし、退職年金給付の最短在職年限は十二年とし、(三)、互助会の会員である議員は、規約で定め

るところにより掛金を納めるものとし、その額はその者の標準報酬月額の百分の五以上の額とすること等を骨子とするものであります。なお、経過措置として、昭和二十二年四月三十日からこの法律施行の日の前日までの間における議員の在職期間は、この法律による年金給付の基礎に通算するものとし、また、将来新たに地方公務員の統一的な退職年金制度に関する法律が制定される際には、この制度もこ

れに統合されるものとする。その場合、地方公務員の退職年金にかかる経理と互助年金にかかる經理とは区分すべきものとする旨を定めています。

地方行政委員会におきましては、衆議院議員丹羽喬四郎君より提案理由の説明を聞いた後、地方議会議員の報酬の性格、議員報酬と地方公共団体の首長等執行機関側の給与との比較権衡の問題等をめぐらまして、質疑応答が行なわれましたが、その詳細については会議録によつてこらんを願いたいと存じます。

五月三十日質疑終結、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事村山道雄君。

〔書査報告書は都合により追録に掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十一日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法の一部を改正する法律案

法務省設置法(昭和二十二年法律第百九十三号)の一部を次のよう改正する。

第一条中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の二号を加え。

羽田入国管理事務所 東京都 東京都の内東京国際空港の区域

別表十二中東京入国管理事務所羽田空港出張所の項を削る。

#### 附 則

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

〔村山道雄君登壇、拍手〕

十一 國際連合と日本國との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防

止及び非行少年の処遇の分野に關し、研修、研究及び調査を行

うことを目的とする研修所を

日本國に設置することに関する規約に基づき、國際連合に協力

して行なう研修、研究及び調査

に関する事項

第十二条の四第一項中「訓練を行なう」を「訓練を行ない、並びに第二条

第十二条の四第一項中「訓練を行なう」を「訓練を行なう」に改める。

別表十一東京入国管理事務所の項管轄区域の欄中「東京都」を「東京都(東京国際空港の区域を除く。)」に改め、同項の次に次の二項を加える。

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

右報告申し上げます。(拍手)

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

〔議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたしました。

の実情とその対策、少年院等の運営の現状、東京入国管理事務所羽田空港出張所を羽田入国管理事務所に昇格する理由等の諸点であります。その審議の詳細は会議録に譲ることといたします。

昨日の委員会において質疑を終わ

り、討論もなく、直ちに本法律案を採

決いたしましたところ、全会一致を

もつて衆議院送付の原案通り可決す

べきものと決定いたしました。

昭和三十六年四月二十五日  
衆議院議長 清瀬 一郎

方債証券に関する特別措置法案  
大阪港及び堺港並びにその臨港地

域の整備のため発行される外貨地

方債証券に関する特別措置法案  
大阪港及び堺港並びにその臨港地

公課を課さない。ただし、所得税法(昭和二十一年法律第二十七号)第一項に規定する個人、法人又はこれらに準ずるものとして政令で定めるものか支払を受ける利子等については、この限りでない。

## 2 所得税法第四十一条第二項の規定は、前条の地方債証券の利子であるものが支払を受けるものについては、適用しない。

附則  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
2 政府が昭和三十六年度において第一項の規定により保証契約をすることができる金額の限度は、大阪府及び大阪市が共同して発行する地方債証券につき、その発行の時ににおける基準外國為替相場又は裁定外國為替相場(外國為替相場及び外國貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第七条第一項又は第二項に規定する基準外國為替相場又は裁定外國為替相場をいふ)で換算した金額が九十億円に相当する券面表示の外國通貨の金額とその利子等の合計額といたしてあります。第二に、外貨地方債証券の利子等に対する租税その他の公課については、これまでの外貨債の例にならない、非課税措置を講ずることに相当する金額とする。

〔大竹平八郎君登壇、拍手〕  
○大竹平八郎君 だいま議題となりました大阪港及び堺港並びにその臨港の整備のため発行される外貨地方

債証券に関する特別措置法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。  
大阪港及び堺港の港湾整備並びに臨港工場用地の造成等の総合整備事業計画は、このほど成案を得るに至りましたが、その總事業費は千百四十億円に上っております。このうち起債対象事業は約七百七十億円で、その一部約三百五十八億円を外貨地方債証券の発行により調達することとし、さしあたり昭和三十六年度においては九十億円に相当する外貨地方債証券の発行が予定されております。政府としては、この總額をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕  
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年五月二十三日  
参議院議長 松野鶴平殿 一郎  
衆議院議長 清瀬 一郎  
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

和二十七年法律第二百二十七号の一部を次のように改正する。  
第二条第三項第一号中「第一項第二号に該当する者」を「第一項第二号に該当する者であつて次条第一項第二号に掲げる期間内にあるもの」に、「同項第三号」を「第一項第三号」に、「同項第三号」を「同条第一項第三号」に改めます。

第一款症	七〇〇〇円	第四項症	九〇〇〇円
第五項症	四〇〇〇円	第六項症	六〇〇〇円
第一款症	三一〇〇円	第二款症	三一〇〇円
第二款症	三一〇〇円	第三款症	三一〇〇円
第三款症	一五〇〇円	第四款症	一五〇〇円

第一款症	一五〇〇円	第四項症	一五〇〇円
第二款症	一五〇〇円	第五項症	一五〇〇円
第三款症	一五〇〇円	第六項症	一五〇〇円
第四款症	一五〇〇円	第五款症	一五〇〇円
第五款症	一五〇〇円	第六款症	一五〇〇円

に、

第一款症	一五〇〇円	第四項症	一五〇〇円
第二款症	一五〇〇円	第五項症	一五〇〇円
第三款症	一五〇〇円	第六項症	一五〇〇円
第四款症	一五〇〇円	第五款症	一五〇〇円
第五款症	一五〇〇円	第六款症	一五〇〇円

に改める。

第一款症	一五〇〇円	第四項症	一五〇〇円
第二款症	一五〇〇円	第五項症	一五〇〇円
第三款症	一五〇〇円	第六項症	一五〇〇円
第四款症	一五〇〇円	第五款症	一五〇〇円
第五款症	一五〇〇円	第六款症	一五〇〇円

に改める。

同条第四項の表中

第一款症

第二款症

第三款症

第四款症

第五款症

第六款症

第七款症

第八款症

第九款症

第十款症

第十一款症

第十二款症

第十三款症

第十四款症

第十五款症

第十六款症

第十七款症

第十八款症

第十九款症

第二十款症

第二十一款症

第二十二款症

第二十三款症

第二十四款症

第二十五款症

第二十六款症

第二十七款症

第二十八款症

第二十九款症

第三十款症

第三十一款症

第三十二款症

第三十三款症

第三十四款症

第三十五款症

第三十六款症

第三十七款症

第三十八款症

第三十九款症

第四十款症

第四十一款症

第四十二款症

第四十三款症

第四十四款症

第四十五款症

第四十六款症

第四十七款症

第四十八款症

第四十九款症

第五十款症

第五十一款症

第五十二款症

第五十三款症

第五十四款症

第五十五款症

第五十六款症

第五十七款症

第五十八款症

第五十九款症

第六十款症

第六十一款症

第六十二款症

第六十三款症

第六十四款症

第六十五款症

第六十六款症

第六十七款症

第六十八款症

第六十九款症

第七十款症

第七十一款症

第七十二款症

第七十三款症

第七十四款症

第七十五款症

第七十六款症

第七十七款症

第七十八款症

第七十九款症

第八十款症

第八十一款症

第八十二款症

第八十三款症

第八十四款症

第八十五款症

第八十六款症

第八十七款症

第八十八款症

第八十九款症

第九十款症

第九十一款症

第九十二款症

第九十三款症

第九十四款症

第九十五款症

第九十六款症

第九十七款症

第九十八款症

第九十九款症

第一百款症

第一百一十一款症

第一百一十二款症

第一百一十三款症

第一百一十四款症

第一百一十五款症

第一百一十六款症

第一百一十七款症

第一百一十八款症

第一百一十九款症

第一百二十款症

第一百二十一款症

第一百二十二款症

第一百二十三款症

第一百二十四款症

第一百二十五款症

第一百二十六款症

第一百二十七款症

第一百二十八款症

第一百二十九款症

第一百三十款症

第一百三十一款症

第一百三十二款症

第一百三十三款症

第一百三十四款症

第一百三十五款症

第一百三十六款症

第一百三十七款症

第一百三十八款症

第一百三十九款症

第一百四十款症

第一百四十一款症

第一百四十二款症

第一百四十三款症

第一百四十四款症

第一百四十五款症

第一百四十六款症

第一百四十七款症

第一百四十八款症

第一百四十九款症

第一百五十款症

第一百五十一款症

第一百五十二款症

第一百五十三款症

第一百五十四款症

第一百五十五款症

第一百五十六款症

第一百五十七款症

第一百五十八款症

第一百五十九款症

第一百六十款症

第一百六十一款症

第一百六十二款症

第一百六十三款症

第一百六十四款症

第一百六十五款症

第一百六十六款症

第一百六十七款症

第一百六十八款症

第一百六十九款症

第一百七十款症

第一百七十一款症

第一百七十二款症

第一百七十三款症

第一百七十四款症

第一百七十五款症

第一百七十六款症

第一百七十七款症

第一百七十八款症

第一百七十九款症

第一百八十款症

第一百八十一款症

第一百八十二款症

第一百八十三款症

第一百八十四款症

第一百八十五款症

第一百八十六款症

第一百八十七款症

第一百八十八款症

第一百八十九款症

第一百九十款症

第一百九十一款症

第一百九十二款症

第一百九十三款症

第一百九十四款症

第一百九十五款症

第一百九十六款症

第一百九十七款症

第一百九十八款症

第一百九十九款症

第二百款症

第二百一十一款症

第二百一十二款症

第二百一十三款症

第二百一十四款症

第二百一十五款症

第二百一十六款症

第二百一十七款症

第二百一十八款症

第二百一十九款症

第二百二十款症

&lt;p

「祖母又は入夫婚姻による妻の父若し  
くは母」に改め、同項第五号中「及び  
祖母」を「祖母並びに入夫婚姻によ  
る妻の父及び母」に改め、同条第三  
項中「又は祖母」を「祖母又は入夫  
婚姻による妻の父若しくは母」に改  
め、同項第三号中「及び祖母」を「祖  
母並びに入夫婚姻による妻の父及び  
母」に改め、同条第四項本文中「祖父  
母」の下に「入夫婚姻による妻の父  
母」を加える。

第三十一条第四号中「及び祖母」を  
「祖母並びに入夫婚姻による妻の  
父及び母」に改め、同条第七号中「又  
は祖母」を「祖母又は入夫婚姻によ  
る妻の父若しくは母」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月  
一日から施行する。  
(第二条第三項第一号の改正に関する  
経過措置)

2 この法律による第二条第三項第  
一号の規定の改正により障害年金  
又は遺族給与金を受ける権利を有  
するに至つた者に閲し、改正後の  
戦傷病者戦没者遺族等援護法(以  
下「改正法」という。)を適用する場  
合においては、第七条第三項及び  
第四項、第二十三条第二項第三号  
並びに第二十五条第三項中「昭和  
三十四年一月一日」とあるのは「昭  
和三十六年十月一日」と、第十一  
条第三号及び第二十九条第三号中  
「昭和三十三年十二月三十一日」と  
あるのは「昭和三十六年九月三十  
日」と、第十三条第二項並びに第  
三十三条第三項及び第五項中「昭和  
三十四年一月」とあるのは「昭和三

(第八条第三項の改正に関する経過措置) 5  
3 この法律の施行前に支給事由が生じた障害一時金の額については、改正法第八条第三項の規定によれば、改正法第八条第三項の規定によるものとされる。

(第二十四条第一項の改正に関する経過措置) 4  
4 この法律による第二十四条第一項の規定の改正により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有する者に至つた者に關し、改正法を適用する場合においては、第二十五条第一項中「昭和二十七年四月二日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と、同条第三項中「昭和三十四年一月一日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」とあるのは「昭和三十六年十月三十日」と、同条第三号中「昭和三十三年十二月三十日」とあるのは「昭和三十六年九月三十日」と、第三十条第一項中「昭和三十七年四月」とあるのは「昭和三十六年十月」とある。入夫婚姻による妻の父又は母に支給する昭和三十六年十月分からある月分までの遺族年金の額を算出する場合には、第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「三

万五千二百四十五円」と読み替へるものとする。ただし、昭和三十一年十月一日において不具廃疾である入夫婚姻による妻の父若しくは母が昭和三十六年十月二日以後において不具廃疾となつた日の属する月の翌月分以降の遺族年金の額を算出する場合には、この限りでない。

6 この法律による第二十四条第一項の規定の改正により旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律（昭和三十一年法律第百七十七号）第二条第一項から第三項までの規定に基づく遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に關しては、同条第四項中「昭和三十二年一月」とあるのは「昭和三十六年十月」と、「昭和三十二年一月一日」とあるのは「昭和三十六年十月一日」と読み替えるものとする。

7 旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に関する法律の一節を次のように改正する。

附則第二項中「及び遺族年金」を削る。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和三十六年五月二十三日  
参議院議長松平鶴平殿  
來議院議長清瀬一郎  
(健康保険法の一一部改正)  
**第一条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)**の一部を次のようない  
改定する。  
第五十条第一項中「金額」の下に  
〔其ノ額六千円ニ溝タザルトキハ  
六千円〕を加える。  
第五十条ノ一を次のように改め  
第五十九条ノ二 被保険者分娩シタ  
ルトキハ育児手当金トシテ一千  
円ヲ支給ス但シ分娩後引続キ其  
ノ出生兎ヲ育テザルトキハ此ノ  
限ニ在ラズ  
第五十九条ノ四第一項中「千円」  
を「三千円」に改め、同条第二項中  
「其ノ出生兎ヲ哺育シタルトキ」を  
削り、「哺育手当金ヲ支給ス」を  
「育児手当金トシテ一千円ヲ支給  
ス」に改め、同項に次のただし書  
を加え、同条第三項を削る。  
但シ分娩後引続キ其ノ出生兎ヲ  
育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第六十六条第一項中「哺育手当  
金」を「育児手当金」に改め、同条  
第二項中「出産手当金」に改め、同条  
「当金」を「及出産手当金」に改め  
る。

(船員保険法の一部改正)  
第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改  
正する。  
第三十二条第一項中「金額」の下  
に「(其ノ額六千円ニ満タザルトキ  
ハ六千円)」を加える。  
第三十二条ノ二を次のように改  
める。  
第三十二条ノ二 被保険者又ハ被  
保険者タリシ者分娩シタルトキ  
ハ育児手当金トシテ二千円ヲ支  
給ス但シ分娩後引続キ其ノ出生  
児ヲ育テザルトキハ此ノ限ニ在  
ラズ  
第三十二条ノ四中「期間ニ係ル  
出産手当金若ハ育児手当金」を「期  
間ニ係ル出産手当金」に改める。  
第三十三条第一項中「一千円」を  
「三千円」に改め、同条第二項中「其  
ノ出生児ヲ育テタルトキ」を削り、  
「育児手当金ヲ支給ス」を「育児手  
当金トシテ二千円ヲ支給ス」に改  
め、同項に次のただし書きを加え、  
同条第三項及び第四項を削る。  
但シ分娩後引続キ其ノ出生児ヲ  
育テザルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
附 則  
(施行期日)  
1. この法律は、公布の日から施行  
する。  
(経過措置)  
2. この法律の施行前に分娩した被  
保険者若しくは被保険者であつた  
者又は被扶養者に係る健康保険法  
又は船員保険法の規定による分娩  
費若しくは配偶者分娩費又は哺育

手当金若しくは育児手当金の支給については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月二十三日

衆議院議長 松野義平 殿

参議院議長 松野義平 殿

(小字及び一は衆議院修正)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案

日雇労働者健康保険法（昭和二十九年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「及び交付」を「交付及び返納」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 被保険者手帳の交付を受けた者は、その被保険者手帳に健康保険印紙をちよつとすべき余白の残存する期間内において第六条の規定によつて被保険者となる見込みがないことが明らかになつたとき、又は前条の規定による承認を受けたときは、保険者に被保険者手帳を返納しなければならない。

第九条に次の二項を加える。

九 特別療養費の支給

第十四条中「開始の日」の下に「(当支給が行なわれたときは、特別療養費の支給の開始の日)」を加え、「一年」を「二年」に改める。

第十六条の二第二項を次のように改める。  
〔出「百円」を「三百円」を「三十六円」に改め。〕

百三十円に、「百四十円」を「二百四十円」に、「五十円」を「一百三十円」に改める。

第十六条の二第二項を次のように改める。  
〔出「百円」を「三十六円」に改め。〕

百三十円に、「百四十円」を「二百四十円」に、「五十円」を「一百三十円」に改める。

保険料が納付されている場合  
(前号に該当する場合を除く。)

第二級

三 第一号に規定する二箇月間に当該被保険者について納付された第一級又は第二級の保険料が通算して二十八日分未満である場合であつて、その納付された第一級及び第二級の保険料の合計額に、保険料の納付日数が二十八日に達するまで同期間に納付された第三級の保険料の納付額を加算した額を二十八で除して得た額が二十四以上であると

一日につき、第一級にあつては三百三十円、第二級にあつては二百四十円に改める。

四 前二号以外の場合 第二級

〔三千円〕に改める。

第十七条の四中「千円」を

〔三千円〕に改める。

〔百三十円〕を「百二十円」に、「五十円」を「六十円」に改める。

六に改める。

〔百三十円〕を「百二十円」に、「五十円」を「六十円」に改める。

て得た額が二十四以上であると

き。 第二级

〔三千円〕に改める。

第十七条の四中「千円」を

〔三千円〕に改める。

保険印紙をちようり付すべき余白  
がなくなり、又はその月の翌月  
中に第八条第三項の規定により  
被保険者手帳を返納した後は、  
じめて被保険者手帳の交付を受けた者  
三 前に交付を受けた被保険者手  
帳（前に二回以上にわたり被保  
険者手帳の交付を受けたことが  
ある場合においては、最後に交  
付を受けた被保険者手帳）に健  
康保険印紙をちようり付すべき余  
白がなくなつた日又は第八条第  
三項の規定によりその被保険者  
手帳を返納した日から起算して  
一年以上を経過した後に被保険  
者手帳の交付を受けた者  
特別療養費受給票は、被保険者  
の申請により、保険者が交付する。  
3 特別療養費受給票の様式及び交  
付その他特別療養費受給票に関し  
て必要な事項は、厚生省令で定め  
る。

第十七条の五 特別療養費の支給  
は、被保険者が第七条の規定によ  
る承認を受けたときは、その承認  
により被保険者とならないことと  
なつた日以後、被保険者が第八条  
第三項の規定により被保険者手帳  
を返納したときは、返納の日の翌  
日以後は、行なわない。

2 特別療養費の支給は、第十四条  
(第十七条第五項において準用す  
る場合を含む。)に規定する期間が  
経過した疾病又は負傷について  
は、行なわない。

第十七条の六 第十条第一項及び第  
二項、第十一項、第十三条第二項  
及び第三項、第十三条の二、第十

三条の三第一項、第十五条、第十六条並びに第十七条第二項から第十四項までの規定は、特別療養費の支給に準用する。この場合において、第十五条第二項中「第十一条第一項に規定する確認及び確認」とあるのは「特別療養費受給票の交付」と、第十六条第一項中「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と、同条第二項に相当する額を除した額」とあるのは「療養に要する費用の百分の五十に相当する額」と読み替えるものとする。

第十八条第五項中「家族療養費」を「家族療養費若しくは特別療養費」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 特別療養費の支給は、同一の疾患又は負傷につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法によつて、この法律の規定による療養の給付又は家族療養費の支給に相当する給付を受けることができる場合には、行なわない。

第二十八条第二項中「及び出産手当金」を「出産手当金及び特別療養費」に、「十分の三」を「百分の三十五」に改める。

四百八十九円未満の場合は第二級、二千五百六十円未満の場合は第一級とする。  
〔第二級としを第一級とし〕  
〔二十七円、第一級にあつては二十円とする。〕  
〔三級にあつては一に改め、同条第二級にあつては八円とし。〕  
〔項中「十一円、第二級にあつては八円を十五円、第二級にあつては十円を二十円、第一級にあつては十円とする。」に、「十一円、第二級にあつては十円」を「五円、第二級及び第三級にあつては十円に改める。〕

8 (日雇労働者健康保険法の一部改正)  
改正する法律（昭和三十三年法律第百四十九号）の一部を次のよう  
に改正する。

附則第六項を削る。

(健康保険法の一部改正)

9 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のよう  
に改正する。

(国民健康保険法の一部改正)

10 第四十三条の四第二項中「及被扶養者」を「並ニ被保険者及被扶養  
者」に改める。

第六条第五号中「交付を受けて  
一年を経過しない者」を「交付を受  
け、その手帳に日雇労働者健  
康保険印紙をはりつけるべき余白、か  
くなるに至るまでの間にある者  
に改め、「被保険者とならない期間  
内にある者及び」の下に「同法第十九  
条第三項の規定により当該日雇労  
働者健康保険被保険者手帳を返納  
した者並びに」を加える。

第五十五条に次の二項を加う  
る。

3 第一項の規定による療養の給  
付は、当該疾病又は負傷につ  
き、日雇労働者健康保険法の規  
定による特別療養費の支給を受  
けることができる間は、行なわ  
ない。

## 〔吉武恵市君登壇、拍手〕

○吉武恵市君 ただいま議題となりました三法律案について、社会労働委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、現行法等の適用にあたって生ずる不均衡を改善しようとするとあります。その要旨は、第一に、旧国家総動員法によって徴用された者等が、もとの陸海軍の有給軍属として戦地または事変地以外の地域で勤務している間に、業務上戦時灾害を受け不具魔疾となり、または死亡した場合において、その者を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用について準軍属として取り扱い、その者またはその遺族に障害年金または遺族給与金を支給すること。第二に、死亡した軍人軍属等が旧民法にいう人夫であった場合に、その妻の父母を遺族の範囲に加え、遺族年金または遺族給与金の支給を受け得ることとすること。第三に、第四項症以下の障害年金等を増額することであります。

委員会においては、各委員より熱心なる質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、第一に、援護法による遺族年金は五万一千円、恩給法による公務扶助料は兵の場合五万三千二百円であるが、この際この不均衡を是正すべ

きではないか。第二に、特別弔慰金の支給については、旧軍人等が在職期間

経過後一年以内、結核等の場合には三年以内に死亡した場合のみに支給するとの制限は撤廃すべきではないか。第

三に、動員学生、準軍属に対する遺族給与金は年額二万五千五百円の一時金となっているが、旧軍属等と同様遺族年金に切り替え、所得制限等の条件は改むべきではないか。また、本法の実施上未解決の問題があるので、本法の運用にあたっては、あたたかい気持ちに、旧国家総動員法によって徴用された者等が、もとの陸海軍の有給軍属として戦地または事変地以外の地域で勤務している間に、業務上戦時灾害を受け不具魔疾となり、または死亡した場合において、その者を戦傷病者戦没者遺族等援護法の適用について準軍属として取り扱い、その者またはその遺族に障害年金または遺族給与金を支給すること。第二に、死亡した軍人軍属等が旧民法にいう人夫であった場合に、その妻の父母を遺族の範囲に加え、遺族年金または遺族給与金の支給を受け得ることとすること。第三に、第四項症以下の障害年金等を増額することであります。

次に、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、健康保険及び船員保険における被保険者及び被扶養者の分べんに関する給付の内容を改善しようとするものであります。その要旨は、第一に、被保険者に支給する分べん費の額は、現在その標準報酬月額の半額となつておりますが、その最低額を六千円に引き上げること。第二に、被扶

養者である配偶者の分べん費の額を、現行の千円から三千円に引き上げること。第三に、被保険者分べん費を現行の二千円から四千円に、配偶者分べん費を現行の一千円から二千円にそれぞれ引き上げること。第四に、新たに特別療養費の制度を設けて、日雇い労働者が初めて被保険者となつた当初の約二カ月間に被保険の本人及びその被扶養者の疾病または負傷に対し、五割の医療給付を行なうこと。第五に、保険料の日額の等級区分が現在二段階であるのを三段階に分けること。第六に、給付費に対する割合を改め、賃金日額四百八十九円以上の被保険者について新たに三十円の保険料額を設けること。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げました。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案について申し上げました。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで横山委員から、本法律案に対する附帯決議案が提出され、採決の結果、これまで全会一致をもつて本委員

たる配偶者の出産について、その子の生後六ヶ月間毎月二百円の保育手当金

または育児手当金を支給するのを改め、出産の際一時に二千円の育児手当金を支給すること等であります。

委員会においては各委員から熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもな点は、第一に、組合管掌と政府管掌との給付内容は不均衡であるが、政府管掌の内容を引き上げることによって、将来組合管掌と共に組合保険を含め、被保険の統合調整をはかる考

えはいか。第二に、政府管掌の病院施設は、民法上の社団である全社連に經營を委託しておるが、全社連の運営について、被保険者の意思を反映せしめるように改善すべきでないか。第三に、今回の分べん費の増額は、妊娠婦及び新生児の保護についてなお少な

くに過ぎないので、分べんの実態に即するようさらには増額する必要があるのではないか等について質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録によつては、被保険者分べん費を現行の一千円から二千円にそれぞれ引き上げること。第四に、新たに特別療養費の制度を設けて、日雇い労働者が初めて被保険者となつた当初の約二カ月間に被保険の本人及びその被扶養者の疾病または負傷に対し、五割の医療給付を行なうこと。第五に、保険料の日額の等級区分が現在二段階であるのを三段階に分けること。第六に、給付費に対する割合を改め、賃金日額四百八十九円以上の被保険者について新たに三十円の保険料額を設けること。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、衆議院における修正点を申し上げますと、第一に、保険料の日額の等級区分を現行通り二段階とし、その日額を貢金日額四百八十九円以上のもの第一級二十六円、同未満のもの第二級二十円とすること。第二に、傷病手当金と出産手当金の日額の等級区分を現行通りとし、その日額を第一級三百三十円、第二級二百四十円とすること。

第三に、傷病手当金の日額をさらに一日延長して二十二日とすることであります。

委員会においては熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、第一に、日雇い労働者は医療扶助を受けられる例が多いので、国庫負担の増額によつて給付内容をよくし、生活保護に転落することを防止すべきではないか。

第二に、保険財政は借入金によつて措置されているが、これを返済するについてはどう考えているか。第三に、給付内容、特に出産、結核及び傷病手当金については、早急に健康保険並みに引き上げるべきではないか等の諸問題について質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて御承知を願います。

かくて質疑を終わり、討論、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次いで横山委員から、本法律案に対

会の附帯決議とすることに決定いたしました。

決議を朗読いたします。

附帯決議

一、日雇労働者の健康保険法の一部を改正する法律案に対する部を改正する法律案に対する

正にあたり出産手当金の支給日数を据置いたことは妥当を欠くもの

であり、政府は母体保護の立場から

ら速かに支給日数の引上げを行なう措置をとるべきである。

二、今回創設された特別療養費制度についてはまだ不十分な点が多いので速かに改善するよう検討すべきである。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

以上報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

以上報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よつて兩案は可決せられました。

者健康保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。兩案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(松野鶴平君) 次に、健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

昭和三十六年五月三十一日 参議院会議録第三十二号 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案外二件 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 日程第十一、教育職員免許法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

〔審査報告書は都合により追録に教委員長平林剛君。〕

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔審査報告書は都合により追録に

ます、委員長の報告を求めます。文

件を据置いたことは妥当を欠くもの

であり、政府は母体保護の立場から

ら速かに支給日数の引上げを行なう措置をとるべきである。

二、今回創設された特別療養費制度についてはまだ不十分な点が多いので速かに改善するよう検討すべきである。

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

ければ、これより採決をいたします。

以上報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

れば、これより採決をいたします。

以上報告を終ります。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もな

れば、これより採決をいたします。

第一欄		第二欄		第三欄		第四欄	
所要資格		基礎資格		資格			
受けようとする免許状の種類		イ 大学に一年以上在学し、第一欄に掲げる実習に係る実業に関する学科を専攻し、六十一年単位(内二単位は、体育とする)以上を修得すること又は文部大臣がこれを認めたことと同等以上と認める資格を有すること。					
八 九年以上第一欄に掲げる実習に關する実地の経験を有すること。		ハ 九年以上第一欄に掲げる実習に關する実地の経験を有すること。		三	一〇	一〇	一〇
				六			
				三	一〇		

教諭又は講師となることができる。  
附則に次の三項を加える。

「第四条第五項第一号中「国画工

一項ずつ繰り下げ、附則第三項の

次に次の一項を加える。

〔技術〕を加え、同項第二号中

「国画、工作」を「美術、工芸」に改

めることに附屬する島」に改める。

附則第三項中「国画工作」を「美

業実習若しくは水産実習の教科

について高等学校の教諭の免許

状を有する者は、当分の間、第

三条第一項及び第二項の規定に

かかるわらず、それぞれの免許状

を有する教科に相当する教科の教

授又は実習を担任する中学校の

講師を授与する場合における学

校を取得したのち、高等資

格を取得したのち、高等資

備考

一 第五条第一項別表第一備考第一号並びに第六条第二

項別表第三備考第一号及び

第三号の規定は、この表の

場合について準用する。

二 第三欄に掲げる「高等学

校において第一欄に掲げる

実習を担任する教諭の職務

を「ただし」と、「但書」を「ただ

し書」に改める。

〔左の〕を「次の」に、「左に」を「次

に」に、「且つ」を「かつ」に、「但

し書」を「ただし」と、「但書」を「ただ

し書」に改める。

〔左の〕を「次の」に、「左に」を「次

に」に、「且つ」を「かつ」に、「但

し書」を「ただし」と、「但書」を



23

の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の授与を受けた者又は施行法の規定により新法に規定する美術若しくは工芸の教科について高等学校の教員の免許状の交付を受けた者とみなし、その者が現に授与又は交付を受けている旧法に規定する図画又は工作の教科についての高等学校の教員の免許状は、それぞれその免許状の種類に応じ、新法に規定する美術又は工芸の教科についての高等学校の教員の免許状とみなす。

中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第二百五十八号。以下「改正法」という。）附則第二項又は附則第三項の規定により中学校的教諭（講師を含む。以下この項、次項及び附則第七項において同じ。）の職にあることができる者で、現に旧法に規定する国工工作的教科の教授を担任しているものは、新法に規定する美術の教科の教授を担任することができるものとする。

5 この法律の施行の際、改正法附則第二項若しくは附則第四項の規定により高等学校の教諭の職にあることができる者で、現に旧法に規定する図画又は工作の教科の教

授を担任しているものは、それぞれ、新法に規定する美術又は工芸の教科の教授を担任することがができるものとする。

6 中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の際、現に旧法若しくは施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の授与を受けている者は又は施行法の規定により旧法に規定する図画工作若しくは職業の教科について中学校教諭免許状の交付を受けている者で、中学校教員免許状に係る教科の改正等に関する規定の施行の日までの間ににおいて文部省令で定める技術の教科に関する講習を修了したものには、新法第五条第一項本文の規定にかかわらず、同法に規定する技術の教科についての中学校教諭二級普通免許状を授与することができる。

○平林剛君　ただいま議題となりました教育職員免許法等の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、本法律案の概要を申し上げます。教育職員免許法は昭和二十四年に施行され、教育職員の免許に関する基準を定め、その資質の保持と向上をはかる目的としております。

今回の改正案の内容は、第一に、中学校及び高等学校の教育課程の改訂に伴う教科の改正に対応して、教員免許状の教科名称を改めるものであります。第二に、中学校については、「図画工作」を「美術」に改め、新たに「技術」を設け、高等学校については、「図画」を「美術」に、「工作」を「工芸」に改めております。第三に、高等学校における工業及び理数科教員の不足の実情と今後の需措置をはからうとするものであります。すなわち、当分の間、工業教員の免許状については教職専門科目の半分の単位を、それぞれ当該教科の専門科目の全単位を、数学あるいは理数科の教員免許状についてもつてこれにかえることができる

こととするほか、さらに実習助手に対する許状を取得できる特例を規定いたしております。

なお、当分の間、養護教員の免許状の取得に要する在職年数に学校看護婦等の在職年数を加算できることとし、高等学校の工業等の教員免許状所有者は中学校の職業関係の教員になることができるなど等の臨時措置をいたしております。

以上のはか、中学校、高等学校の教員の免許状にかかる教科の改正に伴い、改正法施行の際、改正前の教科についての教員免許状を有する者については、不利益を生じないよう必要な経過措置を規定いたしております。

委員会の審議におきましては、「高等学校の工業・理数科教員の免許状取得に教職専門科目の全部あるいは一部を免除したことは、現行の教職員免許法の建前に反し、去る昭和三十三年に中央教育審議会から出された教員養成制度についての答申の趣旨にも反するのではないか」、また、「これら教職専門科目を修得しない教員に対しても、今後、現職教育を行なう計画があるのか」との質疑があり、政府側より、「中央教育審議会の答申を尊重する方針に変わりはないが、本案は、工業教員の不足に備えての応急措置を行なうものであつて、教員の資質の向上

とは逆コースをたどるかも知れないが、次善のしかも臨時的な策であるから、現行制度の建前をくずすものではない。現職教育については、昭和三十七年度から予算措置を講じて、その実現方に努力したい」旨の答弁がなされました。なお、「本改正案によつて、工業教員を確保できる見通しがあるのか」との質疑に対しましては、「毎年、大學工学部卒業者の教職専門科目の修得者は減少の一途をたどっているが、この改正措置によつて、工学部卒業者全員に対し工業教員になる道が開かれるので、相当数の教員が誘致できると思う」との答弁がありました。

その他、各般にわたる質疑が熱心に行なわれましたが、詳細については会議録で御承知願いたいと思います。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して千葉千代世委員より反対、自由民主党を代表して北畠委員より賛成の討論が行なわれました。

統いて採決を行ないましたところ、多数をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより本案の採決をいたします。

本案全部を問題に供します。

「議長、発言がある」と呼ぶ者あり、岡三郎君(議長に申しますが、

今本会議中、内閣委員会で委員会を開いて法案を審議して……野党の委員が入らないで本会議に出席しているのに、進めておりますが、議長はこれを許可したのですか。こういふことを勝手に許可したのですか。委員会にそんなこと許されやしないじゃないですか。これはちょっと休憩してもらいたい」と述べ、「議事進行だ、議長」約束をどうして守らないんだ」「議長、暫時休憩しなさい」「定足数を欠いている」「進行々々」と呼ぶ者あり】

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

【協力しないぞ】「定足数に足りないぞ」「進行々々」と呼ぶ者あり】

○議長(松野鶴平君) 日程第十二、日本国有鉄道新線建設補助特別措置法

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十六年五月十七日

衆議院議長 清瀬 一郎

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案

1 政府は、日本国有鉄道に対し、昭和三十六年度から昭和四十年度までにおいて、日本国有鉄道が昭和三十五年度以降当該年度の前年度までに鉄道敷設法(大正十一年法律第三十七号)別表に掲げる予定鉄道線路の建設に要した資金について、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該年度の前年度分の利子の額に相当する額の範囲内において、予算で定めることにより補助することができます。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

【異議なし】と呼ぶ者あり】

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長三木與吉郎君。

【審査報告書は都合により追録に掲載】

日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案

2 前項の規定による補助(以下「新線建設補助」という。)に係る予定鉄道線路について、営業の開始後、運輸省令で定めるところにより計算して得た利益を生じた場合は、その利益の額に相当する額を翌年度の新線建設補助に係る前項の利子の額から控除するものとす

る。

3 日本国鉄道は、前項の場合において、その利益が当該線路につき最初に新線建設補助が行なわれた年度から起算して十五年度以内に生じたときは、その翌年度において、政府に対し、その利益の額の二分の一を下らない金額を、運輸省令で定めるところにより計算して得た当該線路に係る新線建設補助の額の合計額に相当すると認められる額に達するまで還付しなければならない。

4 連輸大臣は、前三項の運輸省令を定めようとするときは、大蔵大臣と協議するものとする。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

よつて国会法第八十三条により送付する。

条第一項各号に掲げる事項を運輸

大臣に届け出た場合は、この法律

の施行の日から三年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合に

おいて、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けけるまでの期間についても、同様とする。

3 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関する期間内は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

4 この法律の施行前にした行為に

対する罰則の適用については、な

お従前の例による。

【三木與吉郎君登壇、拍手】

○三木與吉郎君 大だい議論となりました二法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案について申し上げます。

政府は、本法律案の提案の理由とし

て、国鉄新線建設は、開業後も長期に

わたり赤字であり、これが国鉄経営上

大きな負担となっている。従つて、國

家的見地から行なわれる新線建設につ

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。

第六条 削除

附 則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十六年十月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際現に改正前の附則第六条第二項の規定による届出をして同条第一項に規定する倉庫業を営んでいる者は、この法

律の施行の日から三月以内に第四条第一項各号に掲げる事項を運輸

大臣に届け出た場合は、この法律の施行の日から三年間は、倉庫業者とみなす。その者がその期間内に第三条の許可を申請した場合に

おいて、その申請について許可をする旨又は許可をしない旨の通知を受けけるまでの期間についても、同様とする。

3 前項の規定により倉庫業者とみなされた者がこの法律の施行の際現に営業に使用している倉庫についての第十二条の規定の適用に関する期間内は、同条中「第五条第四号の基準」とあるのは、「運輸省令で定める基準」とする。

4 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、な

お従前の例による。

【三木與吉郎君登壇、拍手】

○三木與吉郎君 大だい議論となりました二法律案について、運輸委員会における審議の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、日本国有鉄道新線建設補助特別措置法案について申し上げます。

政府は、本法律案の提案の理由とし

て、国鉄新線建設は、開業後も長期に

わたり赤字であり、これが国鉄経営上

大きな負担となっている。従つて、國

家的見地から行なわれる新線建設につ

いては、国鉄経営の健全化に資するため、特別の助成策を講ずることとし、本法律案を提案したことあります。した。

次に、本法律案の内容について申し上げます。政府は、日本国有鉄道が新線建設を行なった場合、その建設に要した資金の利子相当額を限度として補助することとしています。補助の期間は、昭和三十六年度から昭和四十年度までの五カ年間になっています。なお、対象となつた新線が利益を生じた場合は、その利益相当額を補助金から控除する規定のほか、十五年以内に利益が生じた場合、国鉄はその二分の一以上を政府に還付しなければならない旨の規定が設けられています。以上が本法律案の内容でございます。

審議の詳細は速記録に譲りたいと思いますが、審議に際し、特に問題となりました点は、まず第一に、新線建設の実施が経済効果を十分發揮できるような予算的措置及び工事計画がなされているかどうかという点であります。

第二点は、新線建設の決定に至るまでの手続、方法及び現在の機構が国家経済に寄与するに十分な機能を發揮しているかどうかという点であります。第三点は、最近の新線がほとんど赤字線である現状から見て、本法による補助政策で十分であるかどうか。これと関連して将来建設費を全額政府出資にす

質疑を終わり、討論に入りましたところ、大倉委員より、日本社会党をして衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

附帯決議の趣旨は、第一に、新線建設の決定にあたっては、手続、方法等に遺憾なきを期すること。第二は、将来新線建設費の財源については、全額政府出資とするより努力すること。第三としては、新線建設の実施にあたっては、経済速度をもつて工事を進め、投資効果をすみやかに發揮し得るよう抜本的措置を講ずること。以上の三点であります。

なお、特に新線建設の実施に際しては、今までの惰性を排除するほか、予算の重点的配分を行なう等万全の措置を要望されました。

次いで天禁委員より、自由民主党を代表して、赤字が予想されても国家的見地から建設される新線については、建設費の政府出資が望ましいといわれる今日、利子補助を行なうこととはさきわめて適切な措置であり、賛成する旨の発言がありました。

討論を終わり、採決に入りましたところ、本法律案は全会一致をもつて衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、大倉委員提出の附帯決議案も全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、倉庫業法の一節を改正する法律案について申し上げます。

まず、政府の説明に基づき本改正案の要旨を申し上げますと、第一点は、従来冷蔵倉庫業は届出制でありましたが、その後の冷蔵倉庫業の実情にかんがみまして、これを一般普通倉庫業と同様に許可制に改めようとすることであり、第二点は、倉庫業者に対しして、保管する物品の種類その他の事項を營業所に掲示する義務を課することであり、第三点は、倉庫業者に対する営業の停止及び倉庫証券の発行の停止の期間が最高限三カ月であったものを六カ月に改めようとするものであります。

さて、質疑に入りましたところ、現行法の制定当時、冷蔵倉庫業のみについて特別措置を設けていた理由、冷蔵倉庫業のその後の実情及びその施設の改善、業務運営の適正化についての行政措置、中小冷蔵倉庫業に対する金融その他の指導等について各委員より質疑がありました。詳細は会議録で御承知を願います。

討論に入りましたところ、別に発言もなく、直ちに採決の結果、本法案は全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

案 機械類賦払信用保険臨時措置法 (目的) 第一条 この法律は、機械類の割賦販売契約による取引につき信用保険を行なう制度を確立することによりつて、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資することとを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「機械類」とは、中小企業の設備の近代化に資し、かつ、機械工業の振興上特に生産の合理化を促進する必要があると認められる機械類であつて、政令で定めるものをいう。

2 この法律において「割賦販売契約」とは、代金を政令で定める期間にわたり、かつ、三回以上に分割して受領することを条件として機械類を販売する契約をいう。

(保険契約)

第三条 政府は、会計年度ごとに、機械類の製造業者又は販売業者(機械類の製造業者からその製造するすべての機械類を譲り受けたこれを販売する者その他政令で定める販売業者に限る。以下「製造業者等」という。)を相手方として、政令で定める機械類の区分ごとに包括して機械類賦払信用保

の保険契約を締結することができ  
る。

2 機械類賦払信用保険は、製造業者等が締結した機械類の割賦販売契約につき、政府と製造業者との間に、製造業者等が当該割賦販売契約に基づいて機械類を引き渡し後(引渡し前にその設置のために労務の提供を必要とする機械類であつて政令で定めるものについては、当該労務の提供を開始した後)に到来する決済期において支払を受けること

ができないなかつた代金の額(会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準する場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 製造業者等が当該割賦販売契約を履行する能力を有すると認められない場合

二 当該保険契約を締結しても、中小企業の設備の近代化及び機械工業の振興に資すると認められない場合

(保険金額及び保険金額)

第四条 前条第二項の保険関係においては、割賦販売契約に基づく機械類の代金の額のうちその機械類を引き渡した後に受領すべき金額を保険金額とし、保険金額に百分の五十を乗じて得た金額を保険金額とする。

(保険料率)

第六条 第三条第一項の保険契約の規定又は第三条第一項の保険契約(これに基づく命令を含む)によつて、保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うよう、政令で定める。

第七条 政府は、一會計年度内に締結する第三条第一項の保険契約に

### (保険金)

第五条 第三条第二項の保険関係に基づいて政府がん補すべき額は、保険金額のうち製造業者等が

決済期において支払を受けること

ができないなかつた代金の額(会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の規定による更生手続開始の決定があつた場合その他これに準する場合において、当該決済期後において決済期の到来する代金を将来にわたつて回収することができないことが確実であると認められるときは、その代金の額を加えた金額)から次に掲げる金額を控除した残額に百分の五十を乗じて得た金額とする。

一 当該割賦販売契約に係る機械類の処分その他損失を軽減するために必要な処置を講ずることにより回収した金額

二 決済期において支払を受けることができるなかつたことにより支出を要しなかつた金額

三十六の三 機械類賦払信用保険を行なうこと。

第九条 保険金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保険金に係る決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除し

た残額に支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第十条 政府は、製造業者等がこの法律(これに基づく命令を含む)の規定又は第三条第一項の保険契約(これに基づく命令を含む)によつて、保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うよう、政令で定める。

(契約の解除)

第六条 第三条第一項の保険契約の規定又は第三条第一項の保険契約(これに基づく命令を含む)によつて、保険料率は、この法律による政府の保険事業の収入が支出を償うよう、政令で定める。

(第二章の二 商工会連合会)

第一節 通則(第五十五至五十五条の二十一第五十五条の七)

第二節 事業(第五十五至五十五条の八・第五十五至五十五条の九)

第三節 会員(第五十五至五十五条の十一・第五十五至五十五条の十三)

第四節 設立(第五十五至五十五条の十四・第五十五至五十五条の十五)

第五節 管理等(第五十五至五十五条の十六・第五十五至五十五条の十八)

第三章 商工公会等の行なら小規模事業者のための事業の助成(第五十六条)

若しくは保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて当該保険契約を解除することができる。

第一条中「商工会を設け」を「商工会及び商工会連合会を設け」に、「商工会

基づいて成立する保険関係の保険金額の総額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内において、その保険契約を締結するものとする。

第八条 保険金の支払を受けた製造業者等は、第三条第二項の保険関係が成立した割賦販売契約に基づく代金の回収又はその割賦販売契約に係る機械類の処分その他の当該機械類に関する権利の行使に努めなければならない。

第九条 保険金の支払を受けた製造業者等は、その支払の請求をした後回収した金額から当該保険金に係る決済期以後保険金の支払を受けた日の前日までの利息を控除し

た残額に支払を受けた保険金の額の第五条に規定する残額に対する割合を乗じて得た金額を政府に納付しなければならない。

第十条中第十号を第十一号とし、第十九号の次に次の一号を加える。

三十六の三 機械類賦払信用保険を行なうこと。

第十四条第一項第三十六条号の二の次に次の一号を加える。

十一 機械類賦払信用保険に関する事項。

第二十七条第十一号の次に次の二号を加える。

十二 機械類賦払信用保険に関する事項。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

第二章の次に次の二章を加える。

第二章の二 商工会連合会

第一節 通則

(目的) 第五十五条の二 商工会連合会(以下「連合会」という。)は、商工会の健全な発達を図り、もつて商工業の振興に寄与することを目的とする。

(種類) 第五十五条の三 連合会は、都道府県連合会(以下「都道府県連合会」という。)及び全国商工会連合会(以下「全国連合会」という。)とする。

(人格) 第五十五条の四 連合会は、法人とする。

(名称)

第五十五条の五 連合会は、次の名称を用いなければならない。

(数)

二 連合会でない者は、商工会連合会といふ名称を用いてはならない。

九 前各号に掲げるもののほか、は、都道府県ごとに一個とし、その地区は都道府県の区域による。

2 全国連合会は、全国を通じて一箇とする。

(適用)

第五十五条の七 第六条、第九条及び第十条の規定は、連合会について準用する。

第二節 事業

(事業の範囲)

第五十五条の八 都道府県連合会は、第五十五条の二の目的を達成するため、次に掲げる事業を行なうものとする。

一 商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうものとする。

二 商工会の組織又は事業について指導又は連絡を行なうため、次に掲げる事業を行なうものとする。

三 商工業に関する調査研究を行なうこと。

四 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行なうこと。

五 商工業に関する技術又は技能の普及又は検定を行なうこと。

六 憲法・經濟團体との提携又は連絡を行なうこと。

七 商工会の意見を総合して、これを公表し、又は国会、行政庁等に具申し、若しくは建議すること。

八 行政庁等の諮詢に応じて、答申すること。

るために必要な事業を行なうこと。

とあるのは、正当な理由がないのにそ

の加入を拒み、又はその加入につ

き不当な条件を附してはならぬ

る事業を行なるものとする。

一 都道府県連合会の組織又は事

業について指導又は連絡を行な

うこと。

二 都道府県連合会の意見を総合

して、これを公表し、又は國

会、行政庁等に具申し、若しく

は建議すること。

三 前項第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事業

前各号に掲げるもののほか、

全國連合会の目的を達成するた

めに必要な事業を行なうこと。

(準用)

第五十五条の九 第十二条の規定は、連合会について準用する。

第三節 会員

第五十五条の十 都道府県連合会の会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

会員たる資格を有する者は、その

道府県連合会に加入しようとするときは、正当な理由がないのにそ

の加入を拒み、又はその加入につ

き不当な条件を附してはならぬ

る事業を行なるものとする。

2 都道府県連合会は、全国連合会が成立したときは、すべてその会員となる。全国連合会が成立した後において成立した都道府県連合会についても、同様とする。

(脱退)

第五十五条の十一 都道府県連合会の会員は、六十日前までに予告し、事業年度の終りにおいて連合会を脱退することができる。

2 全国連合会の会員は、解散によつて脱退する。

(準用)

第五十五条の十三 第十五条から第十八条までの規定は、連合会の会員について準用する。

2 第十九条第二項及び第二十条の規定は、都道府県連合会の会員について準用する。

第四節 設立

(定款)

第五十五条の十六 連合会の定款には、次の事項(全国連合会については、第五号の事項を除く。)を記載しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事業

四 事務所の所在地

五 会員の加入及び脱退に関する事項

六 会員の権利及び義務に関する事項

七 会費に関する事項

道府県連合会が発起人となること

を要する。

第五十五条の十五 第十二条から第二十七条までの規定は、連合会の設立について、準用する。この場合において、第二十三条第二項第二号中「第十三条本文に規定する者」の二分の一以上」とあるのは「都

道府県連合会にあつては第五十五条の十第一項に規定する者の二分以上」と、同項第三号中「その地区内の商工業の総合的な改善発達」とあるのは「商工会の健全な発達」と読み替えるものとする。

第二十七条规定する者」の二分以上」と、同項第三号中「その地区内の商工業の総合的な改善発達」とあるのは「商工会の健全な発達」と読み替えるものとする。







政府委員	勞働大臣	石田 博英君
	國務大臣	小澤佐重喜君
	國務大臣	西村 直己君

政府委員	科學技術 政務次官	松本 一郎君
	通商產業 政務次官	始閑 伊平君
運輸省港湾局長	坂本 信雄君	
建設政務次官	田村 元君	
自治政務次官	渡海元三郎君	

明治二十五年三月三十日第三種郵便物認可

定價 一部十五円  
(函送料共は二十円)

發行所 東京都新宿区市谷本村町一五  
 大藏省印 刷局  
電話九段三三一至三三三